第1回
定時株主総会招集のご通知

開催情報

平成27年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷　3階
瑠璃の間

第1回定時株主総会会場は、**ホテルグランドヒル市ヶ谷**です。末尾の「第1回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

思いを預かる。
思いをつなぐ。

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ
証券コード：7173

目　次

（証券コード　7173）
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
取締役社長　柿　﨑　昭　裕

第１回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第１回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）　午前10時

２．場　　所　　東京都新宿区市谷本村町４番１号
ホテルグランドヒル市ヶ谷　3階　瑠璃の間

３．会議の目的事項

報告事項
１．第１期（平成26年10月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第１期（平成26年10月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

（注）当社の第１期事業年度は平成26年10月１日から平成27年３月31日まででありますが、当連結会計年度は平成26年４月１日から平成27年３月31日までであります。

決議事項

第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　補欠監査役２名選任の件
第３号議案　取締役及び監査役の報酬等の額決定の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件及び内容決定の件

4．議決権行使について

（1）郵送（書面）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご返送ください。

（2）インターネット等による議決権行使の場合
当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、44ページから46ページまでの「インターネット等による議決権行使のご案内」の記載内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

（3）重複行使の取扱い
書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

（4）インターネット開示事項について
本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyo-tyfg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集のご通知の添付書類には掲載しておりません。
なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

以　上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（http://www.tokyo-tyfg.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
◎開場時間は午前９時でございます。

第１期（平成26年10月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

①企業集団の主要な事業内容

　当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに、株式会社東京都民銀行（以下「東京都民銀行」といいます。）及び株式会社八千代銀行（以下「八千代銀行」といいます。）を含む連結子会社12社並びに関連会社（持分法適用関連会社）１社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

②金融経済環境

　当連結会計年度におけるわが国経済を顧みますと、デフレ脱却と経済再生に向けた経済政策・金融政策等による景気押し上げ要因と消費税増税による景気下押し圧力が併存する形となり、景気回復の足取りは力強さに欠ける状況が続きました。しかし、年度が進むにつれ、長期化していた駆け込み需要の反動減の影響も徐々に薄れ、大企業を中心とした企業収益の改善や株価上昇に伴う資産効果等により、設備投資や個人消費も一部慎重さが残るものの総じて底堅い動きが見られるようになりました。
　当社グループの主な営業基盤であります首都圏におきましても、中小企業の景況感は、消費税増税の影響に加え円安による仕入れ価格の上昇や海外景気の下振れ等により改善に足踏みが見られましたが、先行きは、原油価格下落の効果や2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等を背景に、緩やかながら回復が見込まれております。

③企業集団の事業の経過及び成果

　このような経済環境のもと、当社は、平成26年10月１日に東京都民銀行及び八千代銀行の共同持株会社として新たなスタートを切りました。また、2020年度（平成32年度）には当社グループのコア業務純益200億円を達成すべく中期経営計画をスタートさせ、現在、「金融プラットフォームサービス“Club TY”」の推進など高度なコンサルティング機能の提供、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地方公共団体等との更なる連携強化等、中期経営計画に掲げた各種施策にグループ一丸となって取り組んでおります。当社グループは、こうした施策を早期かつ着実に成果に結び付けることにより、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念の実現を目指してまいります。
　当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、中小企業や個人のお客さま向けの取組みを強化した結果、貸出金の期末残高は、３兆2,948億円となりました。また、流動性預金の確保や小口定期預金等の獲得に努めた結果、預金の期末残高は、４兆4,913億円となりました。
　連結経常収益は、貸出金利息等資金運用収益及び役務取引等収益の拡大に努めた結果、650億円となりました。連結経常費用は、与信関係費用が低水準であったことや物件費を中心とした経費削減等

により532億円となりました。その結果、連結経常利益は118億円となりました。また、企業結合による負ののれん発生益504億円を特別利益に計上したことにより、連結当期純利益は572億円となりました。

なお、当社設立において、当連結会計年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）における連結経営成績は、企業結合に関する会計基準に従い、東京都民銀行の当連結会計年度の連結経営成績を基に、当社及び八千代銀行の平成26年10月１日から平成27年３月31日までの連結経営成績を連結したものとなっております。

また、当連結会計年度の普通株式の期末配当につきましては、１株当たり30円を実施することといたしました。

主要な子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【東京都民銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	増　減
コア業務純益	75	83	8
与信費用	32	15	△17
有価証券関係損益	16	7	△8
経常利益	47	68	20
当期純利益	42	34	△7
連結経常利益	59	80	21
連結当期純利益	49	42	△6

	平成25年度	平成26年度	増　減
貸出金	18,315	18,281	△34
預金	23,687	23,797	110

【八千代銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	増　減
コア業務純益	51	55	3
与信費用	13	△3	△17
有価証券関係損益	28	26	△2
経常利益	78	93	15
当期純利益	61	60	△0
連結経常利益	83	99	16
連結当期純利益	63	63	0

	平成25年度	平成26年度	増　減
貸出金	14,272	14,660	387
預金	20,791	21,227	436

④企業集団の対処すべき課題

今後を展望いたしますと、首都圏では、さらなる高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から首都圏への企業の進出、個人の流入に一層拍車がかかるものと予想しております。さらには、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等、大規模な再開発が見込まれるほか、来日外国人の増加や消費活動の活発化も予想され幅広い業種に追い風が吹くものと考えております。

こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、地方銀行が首都圏へ越境進出する動きを強めることも想定され、既存の金融機関も含め首都圏での競争はますます激化していくと見込まれます。

当社グループは、こうした競合に打ち勝ち、ビジネスチャンスを確かなものとして業績に反映させていくため、早期に両銀行子会社の相互の強み・ノウハウを共有しシナジー効果を最大限に発揮していくことが、喫緊の課題であると認識しております。現在、両行において統合効果の発揮に向け、各分野別にさまざまな施策を検討・実施しております。首都圏において他の銀行グループに先駆けて経営統合を果たしたアドバンテージを活かすためにも、スピード感を持って課題に取組み、諸施策を早期に成果に結びつけるとともに、以下の基本方針の下、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループを目指してまいります。

○東京に本店を置く最大規模の地域金融機関として、新たなビジネスモデルを確立し、首都圏における都市型地銀マーケットでの競争力を高めます。
○中小企業および個人の金融機関として、コンサルティング機能など高度な金融サービス機能と安定的資金供給機能を発揮し、地域貢献度を高めます。
○高い収益性と健全性を背景に、行員のモチベーションを高め、一体感を持って成長戦略にチャレンジします。

また、経営理念の実現に向け、新たに策定された「コーポレートガバナンス・コード」への対応を進めるなど、当社グループの持続的な成長と中長期的な発展を目指してまいります。

今後とも、当社グループは企業価値のさらなる向上に向け、役職員一丸となり全力で努力してまいりますので、皆さまにおかれましては従来にも増してあたたかいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	—	—	—	650
連結経常利益	—	—	—	118
連結当期純利益	—	—	—	572
連結包括利益	—	—	—	705
連結純資産額	—	—	—	2,025
連結総資産	—	—	—	49,438

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成25年度以前の状況については記載しておりません。
3. 当社は、平成26年10月1日付で東京都民銀行と八千代銀行の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。当該設立に際し、東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、当連結会計年度の連結経営成績は、取得企業である東京都民銀行の当連結会計年度の経営成績を基礎に、八千代銀行の平成26年10月1日から平成27年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業収益	—	—	—	23
受取配当金	—	—	—	18
銀行業を営む子会社	—	—	—	18
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	1,957百万円
1株当たり当期純利益	円 — 銭 —	円 — 銭 —	円 — 銭 —	円 66 銭 99
総資産	—	—	—	1,417
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	1,348
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成25年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	3,102人	192人	—	—

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当社は平成26年10月1日設立のため、前年度末については記載しておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

東京都民銀行

	当年度末	前年度末
東京都	72店 (うち出張所 5)	72店 (うち出張所 5)
神奈川県	2 (—)	2 (—)
埼玉県	2 (—)	2 (—)
千葉県	1 (—)	1 (—)
合計	77 (5)	77 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を7か所、京王電鉄駅構内のATMを22駅に設置しております。

八千代銀行

	当年度末	前年度末
東京都	50店 (うち出張所 3)	50店 (うち出張所 3)
神奈川県	33 (2)	33 (2)
埼玉県	1 (—)	1 (—)
合計	84 (5)	84 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を27か所設置しております。

ロ　その他の事業

会　社　名	主要な営業所等
当社	本社（東京都新宿区）
とみん信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
とみん銀事務センター株式会社	本社（東京都港区）
都民銀商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国上海市）
とみんコンピューターシステム株式会社	本社（東京都港区）
株式会社とみん経営研究所	本社（東京都港区）
とみんカード株式会社	本社（東京都台東区）
八千代サービス株式会社	本社（東京都新宿区）
八千代ビジネスサービス株式会社	本社（東京都文京区）
株式会社八千代クレジットサービス	本社（東京都豊島区）
八千代信用保証株式会社	本社（神奈川県相模原市）
東京TYリース株式会社	本社（東京都千代田区）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀　行　業	そ　の　他	合　　計
設　備　投　資　の　総　額	18,847	26	18,873

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事　業　別	会　社　名	内　　容	金　　額
銀　行　業	株式会社東京都民銀行	新本店用地の取得	15,289
	株式会社八千代銀行	椎名町支店／新店舗	304

(6) 重要な子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 東京都民銀行	東京都港区六本木 ２－３－11	銀行業	昭和26年 12月12日	百万円 48,120	% 100.00
株式会社 八千代銀行	東京都新宿区新宿 ５－９－２	銀行業	昭和29年 １月８日	百万円 43,734	% 100.00
とみん信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	住宅ローン等の保証業務	昭和52年 ７月21日	百万円 760	% (100.00)
とみん銀事務センター 株式会社	東京都港区六本木 ２－４－１	手形・小切手交換、為替、税金等処理及び現金整理、印刷、製本等の事務代行業務	平成10年 ３月20日	百万円 10	% (100.00)
都民銀商務諮詢 （上海）有限公司 (Tomin Business Consulting Shanghai Co., Ltd.)	中国上海市黄浦区 淮海中路918号 久事復興大厦 24－Ｃ１室	企業管理コンサルティング業務、貿易情報コンサルティング業務、投資コンサルティング業務	平成21年 ８月６日	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
とみんコンピューター システム株式会社	東京都港区六本木 ２－４－１	電子計算機による情報処理業務の受託、電子計算室運営管理の受託	昭和55年 １月29日	百万円 20	% (75.00)
株式会社 とみん経営研究所	東京都港区六本木 ２－３－11	地域企業及び地域住民に対する経営、家計、不動産等に関する相談業務、有価証券の取得及び保有並びに売買	昭和59年 ７月10日	百万円 50	% (80.66)
とみんカード株式会社	東京都台東区東上野 １－７－15	クレジットカード業務	平成元年 ９月25日	百万円 30	% (73.00)
八千代サービス 株式会社	東京都新宿区新宿 ５－９－２	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	昭和50年 １月23日	百万円 10	% (100.00)
八千代ビジネスサービス 株式会社	東京都文京区千駄木 ４－14－１	メール、回金、事務集中業務	平成元年 ８月31日	百万円 10	% (100.00)
株式会社 八千代クレジットサービス	東京都豊島区東池袋 ２－61－３	クレジットカード業務	平成３年 ４月12日	百万円 30	% (91.02)

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
八千代信用保証 株式会社	神奈川県相模原市 中央区相模原４－６－1	住宅ローン等の保証業務	昭和58年 11月30日	百万円 342	% (97.43)
東京TYリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	総合リース業	昭和50年 ６月５日	百万円 305	% (35.50)

（注）1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の（　　　）内は、間接議決権比率であります。
3. 都民銀商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. とみんリース株式会社は、平成27年４月１日付で東京TYリース株式会社に商号変更を行いました。
5. 当社は、平成27年４月30日開催の取締役会において、とみん銀事務センター株式会社を解散することを決議しております。
6. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。
7. 東京TYリース株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。

重要な業務提携の概況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年10月１日に、東京都民銀行及び八千代銀行による共同株式移転方式により、両行を完全子会社とする持株会社として、設立されました。

2　会社役員に関する事項
(1) 会社役員の状況

(平成26年度末現在)

氏　名	地 位 及 び 担 当	重　要　な　兼　職	その他
酒　井　　　勲	代表取締役会長 　監査部 担当	株式会社八千代銀行 取締役相談役	
柿　﨑　昭　裕	代表取締役社長	株式会社東京都民銀行 取締役頭取（代表取締役）	
小　林　　　功	取締役	株式会社東京都民銀行 相談役	
髙　橋　一　之	取締役 　経営企画部 担当	株式会社八千代銀行 取締役会長（代表取締役）	
田　原　宏　和	取締役	株式会社八千代銀行 取締役頭取（代表取締役）	
坂　本　　　隆	取締役 　グループ戦略部 担当	株式会社東京都民銀行 取締役副頭取（代表取締役）	
味　岡　桂　三	取締役 　リスク管理部 担当	株式会社東京都民銀行 専務取締役（代表取締役）	
鈴　木　健　二	取締役	株式会社八千代銀行 専務取締役（代表取締役）	
佐　藤　明　夫	取締役（社外取締役）	佐藤総合法律事務所 代表 弁護士 GMOクラウド株式会社 社外監査役 インフォテリア株式会社 社外監査役 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役 GMOペイメントゲートウエイ株式会社 社外取締役 GMOクリックホールディングス株式会社 社外取締役	
三　浦　隆　治	取締役（社外取締役）	三浦公認会計士事務所 公認会計士 L.A.コンサルティング株式会社 取締役 青梅信用金庫 監事（員外）	
多　田　和　則	常勤監査役		
片　山　寧　彦	常勤監査役		
稲　葉　喜　子	監査役（社外監査役）	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 株式会社東和銀行 社外取締役 株式会社八千代銀行 社外監査役 税理士法人はやぶさ会計 社員	
東　道　佳　代	監査役（社外監査役）	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士	

(注) 1.　取締役佐藤明夫氏、取締役三浦隆治氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。

2.　監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	支給人数	報酬等
取　締　役	10名	36
監　査　役	4名	24
計	14名	60

(注) 1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　報酬限度額については、当社定款において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額として、取締役が総額２億５千万円以内、監査役が総額８千万円以内と定めておりますが、その内容については、当社の設立にあたり、平成26年６月27日に開催されました東京都民銀行の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びに八千代銀行の定時株主総会においてご承認いただいております。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
佐　藤　明　夫 (取　締　役)	佐藤総合法律事務所　代表　弁護士 GMOクラウド株式会社　社外監査役 インフォテリア株式会社　社外監査役 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス　社外監査役 GMOペイメントゲートウエイ株式会社　社外取締役 GMOクリックホールディングス株式会社　社外取締役
三　浦　隆　治 (取　締　役)	三浦公認会計士事務所　公認会計士 L.A.コンサルティング株式会社　取締役 青梅信用金庫　監事（員外）
稲　葉　喜　子 (監　査　役)	稲葉公認会計士事務所　公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 株式会社東和銀行　社外取締役 株式会社八千代銀行　社外監査役 税理士法人はやぶさ会計　社員
東　道　佳　代 (監　査　役)	光和総合法律事務所　パートナー　弁護士

（注）1. 社外取締役の佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、当社の子会社であります東京都民銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
2. 社外監査役の稲葉喜子氏が兼職しております八千代銀行は、当社の子会社であります。
3. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
4. 社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所には、当社の子会社であります東京都民銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
5. その他の兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
佐藤明夫（取締役）	6ヶ月	当社設立以来開催の取締役会10回全てに出席	取締役会において、社外役員として豊富な経験と弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。
三浦隆治（取締役）	6ヶ月	当社設立以来開催の取締役会10回のうち９回に出席	取締役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。
稲葉喜子（監査役）	6ヶ月	当社設立以来開催の取締役会10回全てに、監査役会８回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。
東道佳代（監査役）	6ヶ月	当社設立以来開催の取締役会10回全てに、監査役会８回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
佐藤明夫（取締役） 三浦隆治（取締役） 稲葉喜子（監査役） 東道佳代（監査役）	当社は、社外役員の全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	16	―

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬等のほか、社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は次のとおりであります。
・社外監査役1名が当社の子会社である八千代銀行の社外監査役として受けた報酬等・・・0.6百万円

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第1回第一種優先株式	5,000千株
	第2回第一種優先株式	5,000千株
発行済株式の総数	普通株式	29,227千株 (自己株式156千株を含む。)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　普通株式　33,459名

(3) 大株主（上位10先）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	2,290 千株	7.87 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,855	6.38
株式会社みずほ銀行	715	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	706	2.42
三井住友海上火災保険株式会社	622	2.14
八千代銀行従業員持株会	479	1.64
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	427	1.47
東京都民銀行職員持株会	399	1.37
フクダ電子株式会社	354	1.21
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	342	1.17

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　南　波　秀　哉 指定有限責任社員 業務執行社員　西　田　裕　志 指定有限責任社員 業務執行社員　長　尾　礎　樹	10	—

(注) 1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3.　当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、86百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任並びに不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任並びに不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

ハ　当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社および子法人等

当社の重要な子会社であります株式会社八千代銀行は、あらた監査法人が会計監査人として監査を行っております。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8　業務の適正を確保する体制

平成27年５月１日施行の改正会社法に対応し、以下のとおり、平成27年４月30日付にて「内部統制基本方針」を改定しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。

(2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。

(3) 当社は、非監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

(4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。

(5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。

(6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。

(7) 当社は、「インサイダー取引未然防止管理規則」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。

(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。

(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。

(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5.　当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

(4) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
(5) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
(6) 当社は、(5) で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱を受けない体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

連結計算書類

第１期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	298,834	預金	4,491,306
コールローン及び買入手形	28,938	譲渡性預金	27,038
買入金銭債権	3,012	債券貸借取引受入担保金	140,876
商品有価証券	607	借用金	7,409
有価証券	1,236,834	外国為替	139
貸出金	3,294,802	社債	25,600
外国為替	7,731	新株予約権付社債	5,000
その他資産	21,018	その他負債	30,012
有形固定資産	53,613	賞与引当金	2,074
建物	13,478	退職給付に係る負債	3,326
土地	34,625	役員退職慰労引当金	137
リース資産	973	ポイント引当金	51
建設仮勘定	2,223	利息返還損失引当金	14
その他の有形固定資産	2,313	睡眠預金払戻損失引当金	844
無形固定資産	3,295	偶発損失引当金	740
ソフトウェア	2,604	繰延税金負債	30
リース資産	183	再評価に係る繰延税金負債	15
その他の無形固定資産	507	支払承諾	6,630
繰延資産	74	負債の部合計	4,741,248
退職給付に係る資産	10,777	（純資産の部）	
繰延税金資産	6,570	資本金	20,000
支払承諾見返	6,630	資本剰余金	99,607
貸倒引当金	△ 28,913	利益剰余金	73,245
		自己株式	△ 544
		株主資本合計	192,308
		その他有価証券評価差額金	9,784
		繰延ヘッジ損益	2
		土地再評価差額金	△ 210
		為替換算調整勘定	17
		退職給付に係る調整累計額	432
		その他の包括利益累計額合計	10,026
		少数株主持分	245
		純資産の部合計	202,580
資産の部合計	4,943,828	負債及び純資産の部合計	4,943,828

第１期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**65,043**
資金運用収益	**45,003**	
貸出金利息	37,879	
有価証券利息配当金	6,409	
コールローン利息及び買入手形利息	145	
債券貸借取引受入利息	9	
預け金利息	163	
その他の受入利息	395	
役務取引等収益	**13,410**	
その他業務収益	**3,946**	
その他経常収益	**2,682**	
償却債権取立益	210	
その他の経常収益	2,472	
経常費用		**53,234**
資金調達費用	**2,975**	
預金利息	1,812	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	117	
借用金利息	212	
社債利息	698	
新株予約権付社債利息	53	
その他の支払利息	42	
役務取引等費用	**2,895**	
その他業務費用	**209**	
営業経費	**43,749**	
その他経常費用	**3,403**	
貸倒引当金繰入額	721	
その他の経常費用	2,681	
経常利益		**11,809**
特別利益		**50,476**
固定資産処分益	0	
負ののれん発生益	50,476	
特別損失		**80**
固定資産処分損	76	
段階取得に係る差損	3	
税金等調整前当期純利益		**62,205**
法人税、住民税及び事業税	**2,054**	
法人税等調整額	**2,815**	
法人税等合計		**4,870**
少数株主損益調整前当期純利益		**57,335**
少数株主利益		**44**
当期純利益		**57,290**

第１期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,120	18,379	19,031	△1,636	83,894
会計方針の変更による累積的影響額			260		260
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,120	18,379	19,291	△1,636	84,155
当期変動額					
株式移転による変動	△28,120	81,089			52,969
株式移転に伴う子会社株式の追加取得		153			153
剰余金の配当			△1,758		△1,758
当期純利益			57,290		57,290
自己株式の取得				△548	△548
自己株式の処分		0	△6	68	62
自己株式の消却		△1,571		1,571	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,571	△1,571		—
子会社持分の変動		△15			△15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△28,120	81,227	53,953	1,092	108,152
当期末残高	20,000	99,607	73,245	△544	192,308

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産額合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,707	—	△211	10	△4,655	△3,148	79	248	81,073
会計方針の変更による累積的影響額									260
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,707	—	△211	10	△4,655	△3,148	79	248	81,334
当期変動額									
株式移転による変動									52,969
株式移転に伴う子会社株式の追加取得									153
剰余金の配当									△1,758
当期純利益									57,290
自己株式の取得									△548
自己株式の処分									62
自己株式の消却									—
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
子会社持分の変動									△15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,076	2	1	6	5,087	13,174	△79	△2	13,092
当期変動額合計	8,076	2	1	6	5,087	13,174	△79	△2	121,245
当期末残高	9,784	2	△210	17	432	10,026	—	245	202,580

計算書類

第１期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
【流動資産】	**1,873**	**【流動負債】**	**103**
現金及び預金	1,544	未払金	34
前払費用	1	未払法人税等	34
未収還付法人税等	312	預り金	10
繰延税金資産	14	賞与引当金	24
【固定資産】	**139,845**	**【固定負債】**	**5,000**
【投資その他の資産】	139,845	新株予約権付社債	5,000
関係会社株式	134,845	**負債の部合計**	**5,103**
関係会社貸付金	5,000	（純資産の部）	
【繰延資産】	**74**	**【株主資本】**	**136,689**
創立費	64	資本金	20,000
株式交付費	9	資本剰余金	115,276
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	110,276
		利益剰余金	1,957
		その他利益剰余金	1,957
		繰越利益剰余金	1,957
		自己株式	△544
		純資産の部合計	**136,689**
資産の部合計	**141,793**	**負債及び純資産の部合計**	**141,793**

第１期（平成26年10月１日から 平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**2,383**
関係会社受取配当金	1,849	
関係会社受入手数料	534	
営業費用		**349**
販売費及び一般管理費	349	
営業利益		**2,034**
営業外収益		**53**
受取利息	53	
雑収入	0	
営業外費用		**62**
支払利息	53	
創立費償却	7	
株式交付費償却	1	
経常利益		**2,024**
税引前当期純利益		**2,024**
法人税、住民税及び事業税	**82**	
法人税等調整額	**△14**	
法人税等合計		**67**
当期純利益		**1,957**

第１期（平成26年10月１日から 平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
株式移転による増減	20,000	5,000	110,276	115,276
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
当期変動額合計	20,000	5,000	110,276	115,276
当期末残高	20,000	5,000	110,276	115,276

（単位：百万円）

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	—	—	—	—	—
当期変動額					
株式移転による増減				135,276	135,276
当期純利益	1,957	1,957		1,957	1,957
自己株式の取得			△546	△546	△546
自己株式の処分			1	1	1
当期変動額合計	1,957	1,957	△544	136,689	136,689
当期末残高	1,957	1,957	△544	136,689	136,689

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　裕　志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　尾　礎　樹 ㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京TYフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　裕　志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　尾　礎　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成26年10月１日から平成27年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年３月31日までの第１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受けました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的会合にて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社　東京TYフィナンシャルグループ　監査役会

常勤監査役　多　田　和　則 ㊞

常勤監査役　片　山　寧　彦 ㊞

社外監査役　稲　葉　喜　子 ㊞

社外監査役　東　道　佳　代 ㊞

以　上

議案及び参考書類

第１号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役10名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	
1	再任	酒井（さかい）　勲（いさお）	代表取締役会長	
2	再任	柿﨑（かきざき）　昭裕（あきひろ）	代表取締役社長	
3	再任	小林（こばやし）　功（いさお）	取締役	
4	再任	髙橋（たかはし）　一之（かずゆき）	取締役	
5	再任	田原（たはら）　宏和（ひろかず）	取締役	
6	再任	坂本（さかもと）　隆（たかし）	取締役	
7	再任	味岡（あじおか）　桂三（けいぞう）	取締役	
8	再任	鈴木（すずき）　健二（けんじ）	取締役	
9	再任	佐藤（さとう）　明夫（あきお）	取締役	社外取締役候補者　独立役員
10	再任	三浦（みうら）　隆治（りゅうじ）	取締役	社外取締役候補者　独立役員

1 酒井　勲（さかい　いさお） (昭和20年２月28日生)

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **9,100**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年４月	八千代信用金庫入庫
平成５年６月	株式会社八千代銀行総合企画部長
平成10年６月	同行　取締役 総合企画部長
平成13年６月	同行　常務取締役
平成16年６月	同行　専務取締役
平成19年６月	同行　取締役副頭取
平成22年６月	同行　取締役頭取
平成26年10月	同行　取締役相談役（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ代表取締役会長 監査部　担当（現職） （現在に至る）

2 柿﨑　昭裕（かきざき　あきひろ） (昭和30年11月18日生)

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **3,280**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年４月	株式会社東京都民銀行入行
平成14年７月	同行　玉川学園支店長 兼 成瀬台出張所長
平成16年７月	同行　大森支店長
平成18年４月	同行　財務企画部副部長
平成18年７月	同行　参与 財務部長
平成19年６月	同行　取締役 執行役員 財務部長
平成20年７月	同行　取締役 執行役員 経営企画部長
平成21年６月	同行　取締役 常務執行役員 経営企画部長
平成22年６月	同行　常務取締役 経営企画部長
平成23年７月	同行　常務取締役 経営本部長
平成24年６月	同行　取締役頭取 監査部　担当（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ代表取締役社長（現職） （現在に至る）

（昭和21年３月19日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **17,083**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年４月	株式会社東京都民銀行入行
平成８年７月	同行　参与 人事部長
平成９年６月	同行　取締役 人事部長
平成９年10月	同行　取締役 融資管理第二部長
平成11年10月	同行　取締役 審査管理本部副本部長
平成12年７月	同行　取締役 与信コスト圧縮　担当執行役員 融資管理統括部長
平成13年７月	同行　取締役 執行役員 神田支店長
平成14年５月	同行　取締役 執行役員 営業本部長
平成15年６月	同行　常務取締役 常務執行役員 営業本部長
平成16年７月	同行　常務取締役 常務執行役員 管理本部長
平成17年６月	同行　専務取締役 専務執行役員 管理本部長
平成17年７月	同行　専務取締役 専務執行役員 融資審査本部長
平成18年６月	同行　専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 兼 融資審査本部長
平成18年７月	同行　専務取締役
平成19年６月	同行　取締役副頭取
平成20年６月	同行　取締役頭取
平成24年６月	同行　取締役会長
平成26年６月	同行　相談役（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ取締役（現職）（現在に至る）

4

（昭和27年９月14日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **6,000**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	八千代信用金庫入庫
平成13年５月	株式会社八千代銀行総合企画部長
平成15年４月	同行　経営企画部長
平成18年４月	同行　執行役員 頭取付
平成18年６月	同行　執行役員 淵野辺支店長
平成20年４月	同行　執行役員 人事部長
平成20年６月	同行　取締役 人事部長
平成21年６月	同行　常務取締役
平成24年６月	同行　専務取締役
平成26年10月	同行　取締役会長（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ取締役 経営企画部　担当（現職） （現在に至る）

5

（昭和31年１月17日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **6,940**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月	八千代信用金庫入庫
平成14年４月	株式会社八千代銀行古淵支店長
平成16年４月	同行　八丁堀支店長
平成17年10月	同行　経営企画部副部長
平成18年４月	同行　執行役員 経営企画部長
平成20年６月	同行　取締役 経営企画部長
平成22年４月	同行　取締役
平成22年６月	同行　常務取締役
平成24年６月	同行　専務取締役
平成26年10月	同行　取締役頭取 秘書室・監査部　担当（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ取締役（現職） （現在に至る）

隆　(昭和32年6月15日生)

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **2,187**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月	株式会社東京都民銀行入行
平成13年6月	同行　茅場町支店長
平成16年7月	同行　日本橋支店長
平成18年7月	同行　融資審査企画部長
平成19年7月	同行　参与 融資審査部長
平成21年6月	同行　取締役 執行役員 融資審査部長
平成21年6月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長
平成23年4月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長
平成23年6月	同行　常務取締役 融資審査本部長
平成23年7月	同行　常務取締役 融資本部長
平成24年6月	同行　専務取締役 融資本部長
平成24年7月	同行　専務取締役 営業本部長
平成26年6月	同行　取締役副頭取 営業統括部・営業開発部・外為営業部・前給事業部・医療福祉事業部　担当（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ取締役 グループ戦略部　担当（現職） （現在に至る）

(昭和32年4月25日生)

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **977**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	日本銀行入行
平成16年6月	同行　大分支店長
平成19年8月	同行　金融機構局参事役
平成21年6月	同行　金沢支店長
平成23年5月	株式会社東京都民銀行入行 同行　執行役員
平成23年6月	同行　執行役員 日本橋支店長
平成24年6月	同行　常務取締役 日本橋支店長
平成24年7月	同行　常務取締役 事務・システム本部長
平成26年6月	同行　専務取締役 システム企画部・事務統括部・市場金融部　担当（現職）
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ取締役 リスク管理部　担当（現職） （現在に至る）

8 鈴木（すずき） 健二（けんじ）

再任

（昭和29年12月７日生）　▶所有する当社の株式数：普通株式 **5,000**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月 八千代信用金庫入庫
平成15年４月 株式会社八千代銀行人事部長
平成19年４月 同行　執行役員 人事部長
平成20年４月 同行　執行役員 烏山支店長
平成21年６月 同行　取締役 烏山支店長
平成22年４月 同行　取締役
平成22年６月 同行　常務取締役
平成26年10月 同行　専務取締役
　人事部・市場金融部・事務システム部　担当（現職）
平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ取締役（現職）
（現在に至る）

9 佐藤（さとう） 明夫（あきお）

再任　社外取締役候補者　独立役員

（昭和41年２月４日生）　▶所有する当社の株式数：普通株式 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成９年４月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成15年３月 佐藤総合法律事務所開設
平成17年６月 株式会社アミューズ社外監査役
平成19年３月 GMOホスティング＆セキュリティ株式会社（現：GMOクラウド株式会社）社外監査役（現職）
平成19年６月 インフォテリア株式会社社外監査役（現職）
平成20年３月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役（現職）
平成20年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外取締役（現職）
平成24年１月 GMOクリックホールディングス株式会社社外取締役（現職）
平成25年６月 株式会社東京都民銀行社外監査役
平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ社外取締役（現職）
（現在に至る）

三浦　隆治（みうら　りゅうじ）

（昭和43年５月５日生）

再　任　社外取締役候補者　独立役員

▶所有する当社の株式数：普通株式 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成７年11月	中央監査法人入所（後に、合併により中央青山監査法人に名称変更）
平成13年３月	金融庁監督局へ出向（平成15年10月、同監査法人に復職）
平成16年10月	リーガル・アソシエイツ株式会社パートナー
平成18年７月	L.A.コンサルティング株式会社取締役（現職）
平成23年６月	株式会社八千代銀行社外監査役
平成24年６月	青梅信用金庫監事（員外）（現職）
平成26年６月	株式会社八千代銀行社外取締役
平成26年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ社外取締役（現職） （現在に至る）

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤明夫氏及び三浦隆治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、当社の子会社である東京都民銀行が必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
4. 佐藤明夫氏及び三浦隆治氏を社外取締役候補者とする理由について
(1) 佐藤明夫氏は直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識に加え、他事業会社の社外役員を歴任されており、その知見から経営全般に対する有益な助言と、業務執行に対する監督機能を果たしていただくため、社外取締役候補者とするものであります。なお、佐藤明夫氏は平成25年６月より１年間、当社の子会社である株式会社東京都民銀行の社外監査役に就任しておりました。
(2) 三浦隆治氏は、公認会計士としての高度な専門的知識、及び、企業経営者としての経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映していただくため、社外取締役候補者とするものであります。なお、三浦隆治氏は平成23年６月から平成26年６月まで当社の子会社である株式会社八千代銀行の社外監査役、平成26年６月から平成26年９月まで社外取締役に就任しておりました。
5. 佐藤明夫氏及び三浦隆治氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって９ヶ月となります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と佐藤明夫氏及び三浦隆治氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引き続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められて おり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
7. 当社は、佐藤明夫氏及び三浦隆治氏が社外取締役に選任された場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届出を行う予定であります。

第２号議案　補欠監査役２名選任の件

　当社設立時に、補欠監査役に予選された遠藤賢治氏、宮村百合子氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、監査役の法定数を欠いた場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。
　なお、監査役への就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。
　また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
　補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1 遠藤（えんどう）　賢治（けんじ） (昭和40年５月５日生)

再　任　社外監査役候補者　独立役員

▶所有する当社の株式数：普通株式 一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成10年３月	最高裁判所司法研修所修了
平成10年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成11年３月	石原総合法律事務所入所
平成20年１月	遠藤法律事務所開業 (現在に至る)

2 宮村百合子（みやむらゆりこ）（昭和31年7月1日生）

再任　社外監査役候補者　独立役員

▶所有する当社の株式数：普通株式 ―株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和54年７月	丸紅株式会社入社
昭和58年10月	有限会社カイリンクス入社
昭和63年７月	株式会社開不動産研究所入社
平成元年12月	税理士資格取得
平成２年３月	本郷公認会計士事務所（現：辻・本郷税理士法人）入所
平成14年１月	税理士登録
平成20年６月	辻・本郷税理士法人 理事
平成26年10月	同法人　常務理事（現職） （現在に至る）

（注）1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤賢治氏は社外監査役稲葉喜子氏の補欠監査役候補者であり、宮村百合子氏は社外監査役東道佳代氏の補欠監査役候補者であります。
3. 遠藤賢治氏及び宮村百合子氏を社外監査役候補者とする理由について
(1) 遠藤賢治氏は直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠監査役候補者とするものであります。
(2) 宮村百合子氏は直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士法人の常務理事としての職責を果たされており、また、税理士としての専門的な知見を当社の監査に反映していただく等、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠監査役候補者とするものであります。
4. 補欠監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏、宮村百合子氏が社外監査役に就任した場合は、当該社外監査役と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第３号議案　取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額については、定款附則第２条の規定により、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額として、取締役の報酬等を総額金２億５千万円以内、監査役の報酬等を総額金８千万円以内と定めておりますが、当該附則は本定時株主総会終結の時をもって失効いたします。

そこで、取締役の報酬体系につきましては、本議案でご承認をお願いいたします金銭報酬、及び第４号議案としてご承認をお願いいたしますストック・オプション報酬といたしたいと存じます。

また、監査役の報酬体系につきましては、本議案でご承認をお願いいたします金銭報酬といたしたいと存じます。

本議案は、取締役及び監査役の金銭報酬について、昨今の経済情勢の変化や諸般の事情を勘案し、定款附則第２条に定める金額に準じ、取締役の報酬等の額を年額金２億５千万円以内（うち社外取締役分は年額金５千万円以内）、監査役の報酬等の額を年額金８千万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないものといたしたいと存じます。

また、取締役及び監査役の員数は、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役が10名（うち社外取締役２名）、監査役が４名（うち社外監査役２名）となります。

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件及び内容決定の件

第３号議案が承認可決されますと当社の取締役の報酬等の額は年額金２億５千万円以内となりますが、これとは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を、年額金６千万円以内の範囲で割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションとは、１株当たりの行使価額を１円とする新株予約権を割当てるものであります。

新株予約権の付与の方法は、公正価値を払込み金額とする新株予約権を割当てる一方、新株予約権にかかる払込みは、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものといたします。

現在の取締役の員数（社外取締役を除く）は８名であり、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時からは８名となります。

なお、各取締役への配分及び支給時期につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

新株予約権の内容は次のとおりであります。

１．報酬として新株予約権を割当てる理由

当社の株価と連動する報酬として、取締役に新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

２．新株予約権の内容

（1）新株予約権付与対象者

取締役（社外取締役を除く）

（2）新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

①新株予約権の総数

上限　１年あたり　200個といたします。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

上限　当社普通株式　１年あたり　20,000株といたします。

③各新株予約権の目的である株式の数

100株といたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値にもとづいた価額を払込金額といたします。新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合の取り扱い

①総会決議の日（以下「決議日」という。）以後に、普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合

新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

②決議日後に、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものといたします。

(5) 財産の価額・行使期間等

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

②新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内といたします。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

③新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当社及び当社の子会社である株式会社東京都民銀行並びに株式会社八千代銀行のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑤その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

なお、当社は、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の子会社であります株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の取締役会が必要と判断する個数を、当社の取締役に対する新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額として発行する予定であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に到達したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合

(1)「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔議決権電子行使プラットフォームのご利用について〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　0120-707-743（フリーダイヤル）
受　付　時　間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

第１回定時株主総会会場のご案内

会 場　　ホテルグランドヒル市ヶ谷　３階　瑠璃の間

東京都新宿区市谷本村町４番１号

電話　03（3268）0111

定時株主総会会場の変更について

統合前の東京都民銀行及び八千代銀行の株主総会は各行の本店にて開催しておりましたが、当社第１回定時株主総会につきましては、上記場所にて開催いたしますので、お間違いがないようご注意ください。

交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」７番出口から徒歩２分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」４番出口から徒歩３分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩５分

◎ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。